

## 小牧市優良工事施工業者表彰要領

〔令和3年2月1日〕  
2小契第1251号

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市が発注する土木工事及び建築工事で契約金額が300万円以上の工事（以下「工事」という。）について、その施工に関し優れた成績で工事を完了させた施工業者（以下「優良工事施工業者」という。）を表彰することにより、建設技術及び施工意欲の向上を図り、公共工事の適正な施工及び品質の向上に資するため、優良工事施工業者の表彰（以下「表彰」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 優良工事施工業者の対象となる者は、小牧市から直接請け負った工事を完了させた施工業者のうち、次条各号に掲げる選考基準を全て満たすものとする。

(選考基準)

第3条 優良工事施工業者の選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 表彰を行う年度の前年度（以下「対象年度」という。）に完了した工事において、小牧市建設工事成績評定要領（平成20年1月16日19小総第852号）に定める項目別評定点の合計（以下「評定点」という。）が80点以上の工事があること。
- (2) 対象年度に完了し、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に定める建設工事の種類（以下「工種」という。）が前号に該当する工事と同じ工事の全ての評定点が70点以上であること。
- (3) 対象年度及びその前年度に完了し、かつ、工種が第1号に該当する工事と同じ工事において、実績が3件以上あり、かつ、評定点の平均が75点以上であること。
- (4) 対象年度及びその前年度のいずれも、直接又は加盟する団体において小牧市と災害時における協定を締結していること。
- (5) 対象年度の前年度の初日から表彰の日までの間に小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成11年3月4日11小総第47号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、対象年度の前年度の初日から表彰の日

までの間に表彰にふさわしくない行為等がないこと。

(委員会の設置)

第4条 優良工事施工業者を選考するため、優良工事施工業者選考委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 総務部長
- (2) 総務部次長
- (3) 地域活性化営業部次長
- (4) 建設部次長
- (5) 都市政策部次長
- (6) 上下水道部次長
- (7) 教育部次長

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、総務部長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

(選考方法)

第8条 契約検査課長は、第3条第1号から第5号までの基準を満たす施工業者の表彰にふさわしいと思料される行為、表彰にふさわしくないと思料される行為等について、対象年度及びその前年度に完了した工事を担当した所属の長から意見を聴取し、その意見を添えて、優良工事施工業者推薦書(別記様式)を作成するものとする。

2 契約検査課長は、優良工事施工業者推薦書をもって、委員会に優良工事施工業者の選考を依頼するものとする。

3 委員会は、優良工事施工業者を選考し、その結果を市長に報告するものとする。

(優良工事施工業者の決定)

第9条 市長は、前条第3項の報告に基づき、優良工事施工業者を決定するものとする。

(表彰の方法)

第10条 表彰は、市長名の表彰状の贈呈をもって行うものとする。

2 表彰は、原則として、毎年度1回実施するものとする。

3 同一施工業者の重複表彰は、行わないものとする。

(表彰の公表)

第11条 表彰の結果は、市のホームページ等で公表するものとする。

2 前項の規定により公表する事項は、優良工事施工業者の業者名並びに優良工事施工業者推薦書に挙げている当該優良工事施工業者の工事の工種、工事名及び路線名とする。

(庶務)

第12条 表彰に関する庶務は、契約検査課において処理する。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日以後に完了した工事に係る表彰から適用する。

(小牧市優良工事公表要領の廃止)

2 小牧市優良工事公表要領(平成26年7月1日26小契第91号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の施行の際現に廃止前の小牧市優良工事公表要領の規定に基づいてされている優良工事の公表については、当該公表の開始の日から1年を経過するまでの間は、なお従前の例による。

別記様式（第8条関係）

第 年 月 日 号

優良工事施工業者選考委員会 様

契約検査課長

優良工事施工業者推薦書

下記の一覧に掲げる施工業者を優良工事施工業者として推薦します。

記

優良工事施工業者一覧

	業者名	工種	工事名 (路線名)	成績 評定点	同工種工事評定点		備考 (実績件 数)
					最低点	平均点	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							

添付書類 工事の実績内容を示す書類、工事担当所属長意見

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。